

県産材利用推進会議決定
【平成13年3月12日】
【平成13年5月30日一部改正】
【平成24年6月11日一部改正】
【平成25年8月 8日一部改正】
【平成29年6月16日一部改正】
【平成30年6月 4日一部改正】
【令和2年5月27日一部改正】

あきた県産材利用推進方針



令和2年5月
秋 田 県

1 方針策定の趣旨

森林は、国土の保全、水源のかん養、二酸化炭素の吸収や固定による地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現や、木材等の林産物として地域経済と結びつくなど、貴重な再生可能資源である。

木材は、森林から生み出される再生可能な資源であることに加え、①製品製造に要するエネルギー消費量が他の製品に比べて小さい、②住宅や家具等として炭素を長期間貯蔵できる、③製品の再利用が容易で繰り返し利用できるなど地球環境の保全に貢献する資材である。

さらに木材は、軽くて丈夫で加工が容易な素材であるとともに、①断熱性、調湿性に優れている、②肌触りが暖かく、衝撃を吸収するため転倒等によるけがを防ぐ、③紫外線を吸収して目に与える刺激を小さくする、④情緒を安定させるなど人の健康にもやさしい素材である。

また、新たな木質部材を用いる等、建築物における木材利用についての可能性も期待されており、木材の様々な用途が拡がりつつある。

優先的に木材を幅広く活用することにより、適切な森林整備が推進され、森林の持つ県土の保全、水源のかん養、二酸化炭素の固定による地球温暖化防止等の公益的機能が持続的に発揮され、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現や、木材等の林産物の生産を通じて林業・木材産業での雇用の確保による地域経済の活性化に繋がることが期待される。

このため、国では平成22年「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(参考1)を制定し、地方公共団体の責務として整備する公共建築物において、木材の利用に努めることを定めた。

また、県においても、平成28年4月に「秋田県木材利用促進条例」を制定し、県民が様々な分野で木材の優先利用することの重要性に関する認識を共有し、林業及び木材産業の振興を図るため、県及び市町村で進めている公共建築物等の木造化及び木質化とともに、日常生活や事業活動における木材の利用の推進に県全体で取り組んでいくために必要な施策を総合的に推進することとした。

このため、県が率先して公共施設への木材の利用を推進するとともに、様々な分野で県産木材の積極的な利用をする「ウッドファーストなあきたの暮らしづくり」を実践していくため、この方針を策定した。

2 推進方針

(1) 県産材の利用を推進すべき公共建築物

① 県が整備する公共建築物

県が整備する建築物であって、広く県民の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム・保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館・水泳場等）、社会教育施設（図書館等）、公営住宅等のほか、研究施設及び県の事務・事業に使用される庁舎、職員宿舎等を含むものとする。

なお、対象は県が100%補助する施設も含む。

② 民間事業者が整備する①に準ずる公共性の高い建築物

広く県民に利用され、県民の文化・福祉の向上に資するなど公共性の高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム・保育所・福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館・水泳場等）、社会教育施設（図書館・青年の家等）のほか、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く。）の建築物を含むものとする。

また、県が補助金を支出する施設等についても木造・木質化を働きかけるものとする。

（2）公共建築物の木造化及び内装木質化の推進

県が整備する公共建築物で、法令等により耐火建築物とすること、又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていないものは、原則木造化を図るとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、すべての公共建築物において内装等の木質化を促進する。

なお、木造建築に当たっては、当該建築物の長期利用の観点から、劣化対策や維持管理・更新の容易性の確保に努めるものとする。

また、木造建築物の割高感を払拭するために、コスト比較データの収集・分析や規格品の活用、発注方式のあり方など、関係者が連携した地域レベルの検討を推進する。

さらに、中大規模木造建築に対応できるC L Tや木質耐火部材などの新製品・新技術の研究開発やその生産体制の確立、及びそれら部材の積極的な活用に努めるものとする。

（3）公用備品等における県産木製品導入の推進

公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品については、県産木製品の利用に努めるものとする。

また、施設の修繕に当たっても木質系部材を極力活用するものとする。

さらに、屋外に設置する公共建築物の案内板等の設置に当たっても、積極的に県産材を使用するものとする。

なお、県産木製品の導入に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第2条第1項（参考2）に規定する環境物品等に該当するものを選択するよう努めるものとする。

（4）公共土木事業等における間伐材利用の推進

公共土木事業においては、自然環境や生態系に配慮した工法の採用が強く求められてきていることから、コンクリート構造物の木製残置型枠や丸太柵工など公共土木施設等への小径木等スギ間伐材の利用を積極的に推進するとともに、木質系秋田県認定リサイクル製品の利用や新たな用途開発を併せて推進する。

(5) 木質資源の多角的利用の推進

木質資源の有効利用を図るため、製材工場や原木市場で発生する樹皮、廃材等のほか建築廃材についても、木質バイオマスエネルギーによる発電利用や木質ボード等の新素材としての利用を促進するほか、土壤改良や家畜敷料等農業分野への利用を推進する。

また、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラー導入の推進にも積極的に取り組むなど、木質資源の多角的利用についての研究と実証の両面から総合的に推進する。

(6) 市町村との連携

市町村における県産材利用への取組を促進するため、各市町村で策定済みの木材利用推進方針等に基づき、着実な県産材の利用が図られるよう各地域県産材利用推進協議会を通じて連携を強化する。

また、木材の利用に関する専門的な知見を共有しながら、公営住宅や公園、学校施設等への県産材の活用、公共土木事業等における間伐材の積極的な利用を要請する。

(7) 県産材の円滑な供給

県は、品質・性能の確かな県産木製品の供給体制の整備を図るとともに、「合法伐採木材等の流通及び促進に関する法律」第2条第2項（参考3）に規定する合法伐採木材等を用いるものとする。

3 推進方法

本方針の具体的な取組については、別紙1～4の基準に基づき、3箇年計画を一期とする「あきた県産材利用推進計画」を策定のうえ、関係部局の連携を図り、木材の利用の促進に向けた課題について分析を行いながら、総合的に推進する。

4 用語の定義

「あきた県産材利用推進方針（別紙1～4含む）」及び「あきた県産材利用推進計画（別表1～4含む）」にて表現されている用語については、次のとおりの取り扱いとする。

(1) 「県産材」とは

県内の森林から生産された原木又は県内の森林を中心として生産された原木（広葉樹にあっては、輸入された原木及び一次加工品を含む。）を県内で製材・加工した木材製品をいう。

（但し、建物の構造上の上記の木材製品が使用できない場合は、県内で製材・加工したものも可とする。）

(2) 「木造化」とは

建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。

(3) 「木質化」とは

建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

(別紙)

- 別紙 1 公共建築物の木造化及び内装木質化の推進に関する基準
- 別紙 2 公共建築物の木造化についての基準
- 別紙 3 公共建築物の木質化推進基準
- 別紙 4 県関係施設における県産木製品等導入の推進基準

(参考 1) 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」

(平成 22 年法律第 36 号)

今後の需要が期待できる公共建築物にターゲットを絞って、国が率先して木材利用に取り組むとともに、地方公共団体や民間事業者にも國の方針に即して主体的な取組を促し、住宅など一般建築物への波及効果を含め、木材全体の需要を拡大することを目的に制定

(参考 2) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」

(平成 12 年法律第 100 号 通称「グリーン購入法」)

第一条 この法律は、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「環境物品等」とは、次の各号のいずれかに該当する物品又は役務をいう。

一 再生資源その他の環境への負荷（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二条第一項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。）の低減に資する原材料又は部品

(参考 3) 合法伐採木材等の流通及び促進に関する法律

(平成 28 年法律第 48 号 通称「クリーンウッド法」)

第一条 この法律は、我が国又は外国における違法な森林の伐採（以下「違法伐採」という。）及び違法伐採に係る木材の流通が地球温暖化の防止、自然環境の保全、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能に影響を及ぼすおそれがあり、また、木材市場における公正な取引を害するおそれがあるものであることに鑑み、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関し基本的な事項を定めるとともに、木材関連事業者による合法伐採木材等の利用の確保のための措置等を講ずることにより、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって地域及び地球の環境の保全に資することを目的とする。

第二条 この法律において「木材等」とは、木材（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。）及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であつて主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）をいう。

2 この法律において「合法伐採木材等」とは、我が国又は原産国の法令（我が国の

法令にあっては、条例を含む。第六条第一項第一号において同じ。）に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）をいう。

公共建築物の木造化及び内装木質化の推進に関する基準

(平成 15 年 3 月 26 日制定：県産材利用推進会議決定)
(平成 23 年 5 月 30 日改正：県産材利用推進会議決定)
(平成 25 年 8 月 8 日改正：県産材利用推進会議決定)
(平成 29 年 6 月 16 日改正：県産材利用推進会議決定)
(平成 30 年 6 月 4 日改正：県産材利用推進会議決定)

1 目的

県産材利用推進方針のうち県の公共建築物の木造化及び内装木質化に関する具体的な判断基準を提示し、県産材の利用推進に資することを目的とする。

2 対象となる建築物

県が新築、増築、改築又は改修する建築物とする。ただし、県が全額補助する建築物も対象とする。

3 新築又は改築の場合

(1) 木造化について

ア 公共建築物の木造化についての基準は「公共建築物の木造化についての基準」別紙 2 のとおりとする。ただし、特殊な目的を有する建築物（例えば大館樹海ドーム等）は、この限りでない。

イ 建築基準法上防火地域及び準防火地域において木造化が困難とされる建築物については、別紙 2 を適用しない。

ウ ア及びイの基準により木造化すべき建築物であっても、他工法と比較して大幅にかかり増しとなる場合や、建築物に求められる機能等の観点から木造が困難な場合などは、木造と他工法との混構造等を検討する。

(2) 内装木質化について

木造建築物、非木造建築物とも、内装木質化にあたっては、「公共建築物の木質化推進基準」別紙 3 により可能な限り木質化を図る。

4 増築の場合

(1) 木造化について

増築後の延べ面積を基準として、新築又は改築の場合に準じて木造化に努める。

(2) 内装木質化について

木造建築物、非木造建築物とも、内装木質化にあたっては、別紙 3 により可能な限り木質化を図る。

5 改修の場合

建築物を改修する場合は、木造建築物、非木造建築物とも、内装木質化にあたっては、別紙 3 により可能な限り木質化を図る。

6 県産材の使用

木造化及び内装木質化すべき公共建築物については、原則として県産材を使用することとする。

7 市町村に対する指導

県が市町村等へ補助する事業については、この基準に準じて建設するよう指導する。また、市町村の単独事業についても、この基準に準じて建設するよう要請する。

公共建築物の木造化についての基準

(平成15年3月26日制定：県産材利用推進会議決定)

(平成29年6月16日改正：県産材利用推進会議決定)

(平成30年6月4日改正：県産材利用推進会議決定)

県が整備する建築物については、原則木造化を図ることとし、その具体的基準は以下のとおり。

(方針2「(2) 公共建築物の木造化及び内装木質化の推進」より)

建築物の用途	建築物の規模（1棟当たりの延べ面積）		
	1,000m ² 以下	1,000m ² 超～3,000m ² 以下	3,000m ² 超
庁舎（研修所等を含む。）	3階建て以下のものは、木造とする。		3,000m ² 以内毎に耐火性の高い壁等で区画することが可能な場合は、木造とする。
学校（校舎、セミナーハウス）	3階建て以下のものは、木造（3階建てのものは、一定の延焼防止措置を講じた1時間準耐火構造）とする。	3階建て以下のものは、木造（3階建てのものは、一定の延焼防止措置を講じた1時間準耐火構造とし、2階建て以下で2,000m ² 以上のものは準耐火建築物）とする。	3,000m ² 以内毎に耐火性の高い壁等で区画することが可能な場合は、木造とする。
体育館	平屋建てのものは、木造とする。	平屋建てのものは、木造（2,000m ² 以上のものは準耐火建築物）とする。	3,000m ² 以内毎に耐火性の高い壁等で区画することが可能な場合は、木造とする。
文化施設（図書館、美術館、博物館等）	3階建て以下のものは、木造（3階建てのものは、一定の延焼防止措置を講じた1時間準耐火構造）とする。	3階建て以下のものは、木造（3階建てのものは、一定の延焼防止措置を講じた1時間準耐火構造とし、2階建て以下で2,000m ² 以上のものは準耐火建築物）とする。	3,000m ² 以内毎に耐火性の高い壁等で区画することが可能な場合は、木造とする。
公会堂、集会場、観覧場	2階建て以下で客席が200m ² 未満のものは、木造とする		
病院、診療所	入院施設あり	2階建て以下のものは、木造（2階部分が300m ² 以上のものは準耐火建築物）とする。	
	入院施設なし	2階建て以下のものは、木造とする。	2階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造とする。
社会福祉施設	法令の範囲内で可能なものは、木造とする。		
共同住宅（県営住宅、職員公舎）	3階建て以下のものは木造（3階建てのもの及び2階建てで2階部分が300m ² 以上のものは準耐火建築物）とする。		2階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造（2階部分が300m ² 以上のものは準耐火建築物）とする。
宿泊施設	2階建て以下のものは、木造（2階部分が300m ² 以上のものは準耐火建築物）とする。		
展示場、飲食店、物品販売所、観光施設 (宿泊施設を伴わないものに限る。)	2階建て以下のものは、木造（2階部分が500m ² 以上のものは準耐火建築物）とする。		
試験研究機関	管理棟	3階建て以下のものは、木造とする。	3階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造とする。
	試験研究棟	試験研究の内容等により判断し、可能な場合は木造とする。	試験研究の内容により判断し、かつ設計上の工夫により可能な場合は、木造とする。
倉庫	2階建て以下のものは、木造（1,500m ² 以上のものは準耐火建築物）とする。		2階建て以下で設計上の工夫により可能な場合は、木造の準耐火建築物とする。

※ なお、上記に記載の無い建築物においても、木造化を検討するものとする。

公共建築物の木質化推進基準

(平成23年5月30日制定：県産材利用推進会議決定)
(平成30年6月 4日改正：県産材利用推進会議決定)

木造化が困難と判断されるものを含め、すべての公共建築物において内装等の木質化を促進することとし、その具体的基準は以下のとおり。

(方針2「(2) 公共建築物の木造化及び内装木質化の推進」より)

建築物の用途	内装等の木質化を行う主たる箇所
庁舎 (研修所等を含む。)	居室（事務室、幹部室、応接室、会議室、講堂、食堂等）、廊下、ロビーの壁面
学校 (校舎、セミナーハウス)	居室（教室、職員室、進路相談室、音楽室、図書室等）、玄関、廊下の壁面及び床
体育館	床、壁面、付帯設備（更衣室、トイレ等）の壁面
文化施設 (図書館、美術館、博物館等)	居室（各種展示室、資料室、図書室、研修室、会議室等）、廊下、ロビーの壁面
公会堂、集会場、観覧場	居室（講堂、会議室、研修室等）、廊下、ロビーの壁面
病院、診療所	居室（病室、待合室、面会室、食堂等）、ロビー、廊下の壁面
社会福祉施設	居室（リハビリ室、図書室、研修室、面談室、娯楽室、入所者室、食堂等）、ロビー、廊下の壁面及び床
共同住宅 (県営住宅、職員公舎)	主たる居室、玄関、廊下の壁面及び床
宿泊施設	居室（宿泊室、食堂等）、ロビー、廊下の壁面及び床
展示場、飲食店、物品販売所、観光施設	各種展示室、店舗等の壁面
試験研究機関	居室（事務室、幹部室、応接室、会議室、研究室等）、廊下、ロビーの壁面

※ 建築基準法、消防法等の法令及び各種指針等で内装制限がある場合を除き、可能な限り木質とする。

県関係施設における県産木製品等導入の推進基準

(平成23年5月30日追加改正：県産材利用推進会議決定)
(令和2年5月27日改正：県産材利用推進会議決定)

公共建築物において使用される机等の備品及び屋外に設置する塀や案内板等については、県産木製品の利用に努めるものとし、その具体的基準は以下のとおり。

(方針2「(3) 公用備品等における県産木製品導入の推進」より)

◆ 県産木製品導入を推進する施設	
施設区分	主な対象施設
学校	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、技術専門校 等
保健福祉施設	児童福祉施設、障害者支援施設 等
医療施設	病院、診療所 等
運動施設	体育館、水泳場、武道場 等
社会教育施設	図書館、美術館、博物館、少年自然の家 等
共同住宅	県営住宅、職員住宅 等
庁舎・研修所・交番	庁舎、警察署、交番、駐在所、研修所、試験場 等
宿泊施設	研修所 等
その他	倉庫 等

◆ 導入を推進する主な県産木製品	
種類	用途等
机、椅子	事務用、教室用、OA用、会議室用、応接用 等
収納家具	書庫、書棚、ロッカー、キャビネット、棚 等
外構	塀、柵、デッキ 等
その他	手摺り、ローパーティション、案内板、掲示板、傘立て、ハンガー等

◆ 導入の基準	
各施設の新・増改築及び各種備品等の更新時に、次のすべての仕様を満たす木製品を導入する。	
①	県内で加工された製品であること。
②	接着剤・塗料・木質部分以外の材料等は、環境に十分配慮したものが使用されていること。
③	その他、グリーン購入法特定調達物品の判断基準に適合していること。